

水戸市告示第 174 号

水戸市屋外広告物条例（平成22年水戸市条例第5号）第5条、第6条及び第8条の規定により市長が指定する区域等を次のとおり定める。

平成22年7月1日

水戸市長 加藤 浩一

- 1 水戸市屋外広告物条例（以下「条例」という。）第5条第2項第1号ウの規定により指定する地域は、同号ウに規定する建造物の周囲100メートル以内の地域とする。
- 2 条例第5条第2項第1号エの規定により指定する地域は、同号エに規定する建造物の周囲100メートル以内の地域とする。
- 3 条例第5条第2項第1号オの規定により指定する地域は、同号オに規定する建造物の周囲100メートル以内の地域とする。
- 4 条例第5条第2項第2号イの規定により指定する地域は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 常磐自動車道、北関東自動車道及び東水戸道路の敷地境界から500メートル以内の地域
 - (2) 国道の敷地境界から50メートル以内の地域（都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を除く。）
 - (3) 県道、市道その他の道路の敷地境界から5メートル以内の地域（法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を除く。）
 - (4) 東日本旅客鉄道全線並びに鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の敷地境界から100メートル以内の地域（法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を除く。）
- 5 条例第6条第1項の規定により指定する地域又は場所は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 偕楽園・千波湖周辺地区
 - イ 千波風致地区
 - ロ 常磐風致地区
 - ハ 幹線市道12号線のうち幹線市道3号線交差点から主要地方道水戸神栖線交差点までの区間の沿道で、第一種住居地域の区域
 - ニ 天王町のうち第一種低層住居専用地域及び第二種住居地域の区域（千波風致地区の区域を除く。）
 - ホ 備前町のうち第二種住居地域の区域（千波風致地区の区域を除く。）
 - ヘ 梅香1丁目のうち第二種住居地域の区域（千波風致地区の区域を除く。）
 - ト 梅香2丁目のうち第一種低層住居専用地域及び第二種住居地域の区域（千波風致地区の区域を除く。）
 - チ 元山町1丁目のうち第二種住居地域の区域（千波風致地区の区域を除く。）
 - リ 常磐町2丁目のうち第二種住居地域の区域（千波風致地区の区域を除く。）

(2) 弘道館周辺地区

イ 三の丸風致地区

ロ 国道118号に接する敷地で国道50号交差点から市道上市201号線交差点までの区間の区域（三の丸風致地区の区域を除く。）

ハ 市道上市6号線に接する敷地の区域（三の丸風致地区の区域を除く。）

ニ 市道上市201号線に接する敷地の区域（三の丸風致地区の区域を除く。）

6 条例第8条第3項第6号の規定により指定する地域は、第4項第2号に規定する地域のうち市街化調整区域とする。